

令和2年
第4回定例会

市政報告

(附提案説明)

尾鷲市

(登壇)

(はじめに)

令和2年第4回定例会の開会にあたり、議案についてのご説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

(ふるさと納税)

はじめに、ふるさと納税についてであります。

先の臨時会において補正予算をお認めいただきましたが、ふるさと納税額につきましては、現在、2億円を突破しており、先月11月末現在で、対前年同月比、額にして約1億3,900万円の増、率にして約313%となっており、既に初期の事業目標を現時点で達成しておりますが、今後も大幅な増額が期待されるところであります。

これも、ひとえに市民の皆さま、議員の皆さま、そして、関係事業者の皆さまのご協力の賜物と、心よりお礼申し上げる次第であります。

(第7次総合計画の策定)

次に、第7次総合計画の策定についてであります。

先月13日に「第2回尾鷲市総合計画審議会」を開催させていただき、現況調査報告書、総合計画策定に関するアンケート調査報告書、尾鷲高校の生徒の皆さんを対象としたヒアリング実施結果などについて報告いたしました。

また、今回の審議会では、第1回審議会において委員の皆さまから頂戴したご意見も踏まえ、ワークショップ形式を取り入れ、総合計画を策定していく上で根幹となる、将来のまちづくりの考え方について、グループ討議とそれに基づくご提案を頂いたところであります。

今後、皆さまから頂戴したご意見も踏まえ、まずは「基本構想」の策定に向け、庁内での議論を活発的に行っていきたいと考えております。

なお、審議会の開催状況、各種資料につきましては、全て本市HPで公開させて頂いておりますので、市民の皆さまをはじめ、議員の皆さま、関係者の皆さまの忌憚のないご意見をお願い申し上げるところであります。

(地域再生計画の認定)

次に、地域再生計画の認定についてであります。

先の第3回定例会において、「企業版ふるさと納税」を活用するために、国に対し「地域再生計画」の認定に向けた申請を手続き中である旨、述べさせて頂きましたが、先月6日付けで「認定」されましたので、ご報告させていただきます。

これにより、本市においても「企業版ふるさと納税」の受入れが可能となりましたが、複数年にわたる事業に対しても、より有効な活用を図るため、本定例会において、新たに基金を設置するための条例案を上程させていただいたところであります。

(魅力発信)

次に、魅力発信についてであります。

現在、コロナ禍において落ち込んだ観光客を取り戻すきっかけづくりのための「尾鷲市の公式SNSでハッシュタグフォトコンテスト「#Travel towase」」の実施や、消費喚起のために尾鷲市水産物消費喚起PR動画を作成し、本市公式「ユーチューブ」で配信を行っているところであります。

コロナ禍であるからこそ、改めて地域の魅力を掘り起こし、アフターコロナを見据えた取組、発信を行ってまいります。

(どうまい尾鷲お食事券及び尾鷲市プレミアム付商品券)

次に、「どうまい尾鷲お食事券」及び「尾鷲市プレミアム付商品券」についてであります。

本市において、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、経営面でダメージを受けている事業者の皆さまへの活性化対策として発行いたしました「尾鷲市50%プレミアム付どうまい尾鷲お食事券」及び「尾鷲市プレミアム付商品券」につきましては、皆さまのご協力により両券ともほぼ完売いたしました。

本事業は、「食事券」と「商品券」をあわせて額面総額 6 億 9 千万円となりましたが、市民の皆さま、事業者の皆さまをはじめ、関係者の皆さまが、活気のある尾鷲を取り戻すことに一体となり、完売へお力添えをいただきましたこと厚くお礼を申し上げます。

なお、「食事券」につきましては、利用期限が今月末日、「商品券」につきましては、来年 2 月末日をもって利用期限となりますので、ご購入された皆さまにはご確認をお願い申し上げます。

また、ご利用にあたりましては、未だ新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されているところであり、新型コロナウイルス感染症対策分科会より提言された「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」などを参考にして頂きながら、感染予防対策と社会経済活動の維持の両立にご理解いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

（尾鷲中学校の給食）

次に、尾鷲中学校の給食についてであります。

本市に 7 校ある学校の中で、唯一尾鷲中学校の給食だけが未実施であることは、大きな課題であると考え、これまでその実現に向けた検討を重ねてまいりました。

このことから、本年 8 月に開催された行政常任委員会において、中間報告という形で、尾鷲小学校の給食施設を改修し、尾鷲中学校分の給食を調理し、配送する親子方式が現時点では、総合的に優れているとのご報告をさせていただきました。

その後さらなる検討を重ねた結果、中間報告と同様、親子方式での実施が優れているとの判断に至りました。

この方式による給食実施が実現できれば、本市の全ての学校で給食導入が実現し、なおかつ尾鷲小学校の給食も米飯の提供が可能となり、全ての学校で完全給食が実現されます。

そのためにも、保護者の皆さまをはじめ、議員の皆さま、関係者の皆さまのご理解とご協力をいただき、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、本定例会中の行政常任委員会においてご報告させていただきます。

(広域ごみ処理の推進について)

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

広域ごみ処理の推進につきましては、東紀州5市町で構成する一部事務組合設立準備会において、本年度中の一部事務組合設立を目指し、建設予定地の検討・協議を行っているところであります。

先月4日の準備会において、本市市営野球場を建設予定地として位置付けし、来年4月一部事務組合の業務開始を目指していくことが5市町の首長で確認されました。

今後、関係5市町で緊密に協議を重ね、規約案や組合の概要をご報告できるよう取り組んでまいります。

(指定ごみ袋の無料配布について)

次に、指定ごみ袋の無料配布についてであります。

コロナ関係の支援策として、今月1日から指定ごみ袋の無料配布を実施しておりますが、今月4日現在、3,508世帯分の配布となっております。

市民の皆さまにおかれましては、是非、この機会にご利用していただきますよう、お願い申し上げます。

(都市基盤整備)

次に、都市基盤整備についてであります。

本市の都市づくりの理念、基本方針である将来都市像を明らかにし、市街地や集落などのまちづくりの考え方を示すとともに、本市における都市計画・まちづくりの総合的な指針となる「尾鷲市都市計画マスタープラン」の見直しを進めており、現在、無作為に抽出した1,000人にアンケートを送付し、集計を終え、市民の皆さま参加の第1回「地域別構想検討会」を終了した次第であります。

ご参加いただいた市民の皆さまにこの場をお借りし、感謝申し上げます。

今後、庁内検討委員会、策定委員会、都市計画審議会、第2回地域別構想検討会を計画しており、本年度末までには素案をまとめ、議会にお示し出来るよう取り組んでまいります。

次に、県において整備が進められている都市計画道路「尾鷲港新田線整備事業」についてであります。

起業地である路線内の用地及び建物の補償関係等につきましては、ほぼ地権者の皆さまのご協力を得て、契約が終了している状況であります。

現在、本市といたしましては、折橋墓地移転に伴う新墓地造成事業の調査・測量・設計業務を進めているところであり、より県との連携の強化を図りながら、尾鷲港新田線が可能な限り早期に供用開始ができるよう努めてまいります。

（新型コロナウイルス感染症対策）

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

全国では、先月中旬頃より、急速な感染拡大がみられ、国内における新規感染者数は、連日、過去最多を更新する状況であります。

現在、認可申請されております新型コロナウイルスワクチンは、現時点でその特性や効果が確立しておらず、開発や生産に関して不確定な要素もあることから、接種開始時期を具体的に見定めることが困難な状況にあります。

しかしながら、仮に、来年初頭に新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合には、速やかに接種を行うことも想定されるため、開発動向等も見据えながら、実用化された際に、早期に接種を開始できるよう準備を進めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、予防接種台帳システムの改修をはじめ、予診券や接種券の作成とともに、紀北医師会等との連携による接種体制を構築することにより、実際の接種に備えた体制整備を、着実に行ってまいります。

また、尾鷲総合病院では、以前から、来院される皆さまに対し、発熱症状のある場合は、直接、来院せず、事前に電話連絡をお願いしているところではございますが、これからの季節インフルエンザウイルスの流行期と重なるため、なお一層の感染対策が必要となります。

このことから、他の患者と発熱患者との接触を避けるために、今月中に簡易診察室を設置し、発熱患者の隔離を行い、安心して受診できる体制を整えてまいります。

(医療機器の更新)

次に、尾鷲総合病院における医療機器の更新についてであります。

電子カルテ更新事業につきましては、先月契約を締結し、来年7月の稼働に向け取り組んでいるところであります。

また、リニアック更新事業につきましては、先般、プロポーザルにより契約候補者を決定し、契約に向けて交渉中でありますので、契約前に、行政常任委員会で内容を報告させていただきます。

(提案説明)

それでは、今回提案しております議案第68号「尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から議案第75号「令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの、8議案について説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第68号「尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」につきましては、地域再生法第5条の規定により地域再生計画に記載された「おわせSEAモデル構想」の推進事業に対し、企業版ふるさと納税による法人からの寄附金等を有効に活用することにより施設整備等を推進するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を設置するものであります。

次に、3ページをご覧ください。

議案第69号「所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が令和3年1月1日に施行されることに伴い、「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に名称が改められ、延滞金等の計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」に規定されたことにより、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例と、尾鷲市営住宅条例の一部を改正するものであります。

次に、5ページをご覧ください。

議案第70号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」につきましては、税負担の公平性を確保するための課税限度額の見直し、及び令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除等から基礎控除に振替が行われることにより、税の負担水準に関して不利益が生じないように、軽減判定所得の基準を見直すものであります。

次に、7ページの議案第71号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」から11ページの議案第75号「令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案について、一括して説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第7号）主要事項説明の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で1億1,179万4千円を追加、国民健康保険事業会計で84万6千円を減額、後期高齢者医療事業会計で283万2千円を追加、また、病院事業会計では、歳入で9,395万7千円、歳出で1億4,275万円をそれぞれ減額し、水道事業会計では、歳入で17万1千円の追加、歳出で193万9千円を減額し、これにより各会計を含めた予算総額を216億1,547万8千円とするものであります。

先ず、一般会計から説明いたします。

2ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

14款、国庫支出金4,559万8千円の増額は、利用者の増加に伴う障害者自立支援給付費等国庫負担金974万3千円の増額、医療扶助の増加による医療扶助費等国庫負担金1,882万7千円の増額、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を円滑に実施するため、必要な体制の確保に要する経費に対し交付される新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金550万6千円の追加が主なものであります。

15款、県支出金735万2千円の増額は、利用者の増加に伴う三重県障害者自立支援給付費等負担金609万4千円の増額が主なものであります。

16款、財産収入は、尾鷲中央駐車場敷地の売却見込額として1,452万円を追加するものであります。

17款、寄附金2,262万円の増額は、災害等対策寄附金として、12名の方々から32万円、林業振興事業寄附金として、一般財団法人尾鷲みどりの協会から2,230万円をご寄附頂いたものであります。

20款、諸収入2,670万4千円の増額は、保険者機能の強化推進に係る紀北広域連合からの地域支援事業受託事業収入406万5千円の増額、三重地方税管理回収機構への派遣職員1名分の追加等による派遣職員人件費423万5千円の増額、尾鷲市病院前バス停の移設に係る病院事業会計からの負担金170万3千円の追加、

事業費確定に伴う紀北広域連合負担金前年度精算金1,527万1千円の追加が主なものであります。

21款、市債500万円の減額は、過疎対策事業債ソフト分の充当事業変更による緊急通報システム管理事業債200万円の皆減及び救急医療体制強化事業債200万円の増額、本市で借入予定でありました資機材搬送車整備に係る市債について、三重紀北消防組合にて借入することとなったため消防車両等整備事業債500万円を減額するものであります。

次に、歳出であります。

3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページをご覧ください。

先ず、各款共通の人件費では、特別職で、副市長の期末手当支給期間率が3割となることによる期末手当100万4千円の減額等により131万6千円の減額、一般職では、報酬で、雇用期間の短縮等による会計年度任用職員報酬270万8千円の減額、給料で、昇給、昇格等による152万5千円の増額と、人事異動等による1,528万8千円の減額により、差し引き1,376万3千円の減額となりました。

職員手当で、給与条例改正による期末勤勉手当の減額等により851万8千円の減額、共済費で、人事異動等により488万1千円の減額であります。

総務費では、財産管理費で、財政調整基金積立金6,711万4千円、尾鷲みどりの基金積立金2,230万円、災害等対策基金積立金32万円の増額、企画費で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、運賃収入が減少したことによる自主運行バス運行委託料283万円の増額、尾鷲市病院前バス停の移設に係る事業費として、登記手数料41万1千円及び土地購入のための公有財産購入費299万5千円の追加、戸籍住民基本台帳費で、戸籍の広域交付化などに向けた法務省へのデータ送信機能や、戸籍及び副本データとマイナンバーを紐づけるための戸籍総合システム改修業務委託料211万2千円を追加するものであります。

民生費では、社会福祉総務費で、人件費の減額等による紀北広域
連合負担金119万5千円の減額、自立支援給付事業は2,437
万7千円の増額で、利用者数の増加により、生活介護事業費、就労
継続支援B型事業費、共同生活援助事業費、自立支援医療費（更生
医療費）をそれぞれ増額するものであります。

5ページをご覧ください。

後期高齢者医療費で、令和元年度療養給付費市負担金の精算等に
よる後期高齢者医療事業特別会計への繰出金266万7千円の増額、
児童措置費で、受給対象者数が当初の見込みを超えたことによる児
童手当494万円の増額、扶助費で、医療費等の増加に伴う医療扶
助費2,510万4千円の増額であります。

衛生費では、予防費で、新型コロナウイルス感染症に係るワクチ
ンの接種体制を確保するための準備経費として、健康管理システム
の改修やワクチン接種券の作成などを行うための新型コロナウイルス
ワクチン対応業務委託料319万4千円の追加、し尿処理費で、
自損事故によるバキューム車修繕料231万4千円の追加でありま
す。

消防費では、常備消防費で、組合債等の歳入増加及び人件費の減
額などによる三重紀北消防組合負担金1,890万5千円の減額で
あります。

災害復旧費では、本年10月に発生した台風14号により被害を
受けた、林道矢ノ川支線に係る災害復旧工事請負費60万円の追加
であります。

6ページをご覧ください。

続きまして、繰越明許費について説明いたします。

7款、土木費、5項、都市計画費の尾鷲市都市計画マスタープラ
ン見直し事業につきまして、年度内での事業実施が困難であるため、
繰越事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

6ページ及び7ページをご覧ください。

59件の追加につきましては、来年度以降における事業の円滑な
執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び
限度額につきましては、表のとおりであります。

8 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、歳入歳出それぞれ84万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億7,095万2千円とするものであります。

歳入では、繰入金84万6千円の減額で、保険基盤安定繰入金259万1千円の増額、職員給与費338万7千円の減額等により一般会計からの繰入金を減額するものであります。

歳出では、総務費で、人事異動等に伴う人件費338万7千円の減額、基金積立金で、国保財政調整基金積立金256万4千円の増額が主なものであります。

9 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出それぞれ283万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億5,178万6千円とするものであります。

歳入では、療養給付費負担金の精算等に伴う一般会計からの繰入金266万7千円の増額、歳出では、総務費で人事異動等に伴う職員人件費310万9千円の減額、諸支出金で療養給付費負担金前年度精算金594万1千円の追加が主なものであります。

10 ページをご覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出では、業務予定量である入院患者数が年間延べ6,655人の減少、また、外来患者数が年間延べ2,660人の減少により、入院収益2億5,968万円、外来収益2,811万1千円、その他医業収益616万5千円がそれぞれ減額となり、医業収益で2億9,395万6千円を減額するものであります。

医業外収益は、新型コロナ対策事業補助金1億9,879万9千円を増額するものであります。

支出では、医業費用1億3,823万4千円の減額で、支払実績等に基づく給与費6,499万2千円の減額、材料費5,210万1千円、電気使用料、A重油購入費、給食業務委託料等の実績に伴う経費1,923万3千円の減額、研究研修旅費等の実績に伴う研究研修費190万8千円の減額であります。

医業外費用578万1千円の減額は、雑支出559万1千円の減額、消費税及び地方消費税19万円の減額であります。

資本的収入及び支出では、収入で、医療機器整備事業債の増額により、企業債120万円の増額であります。

支出では、医療器械購入費の増額により、建設改良費126万5千円の増額であります。

11ページをご覧ください。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

19件の追加であります。これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

12ページをご覧ください。

水道事業会計であります。

収益的収入及び支出の収入では、営業外収益が令和元年度決算値の反映により長期前受金戻入を17万1千円増額するものであります。

支出では、営業費用が人事異動等による人件費及び減価償却費などの減により、193万9千円を減額するものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

2件の設定であります。これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

以上をもちまして、議案第68号「尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から議案第75号「令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの、8議案の説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、人事案件について説明いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

議案第76号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、尾鷲市教育委員会委員の「大門 利江子（おおかど りえこ）」氏の任期が、本年12月7日に任期満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何卒よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)